

伊那谷の風景づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊那谷の風景の保全を目的として行う看板の撤去、及び既存の看板を三風の会で定める三風モデル看板デザインマニュアル（以下「三風デザイン」）に沿って架け替えることに対して、三風の会が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において看板とは、建植広告板、電柱看板、その他会長が必要と認める看板をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は次の者とする。ただし、国および地方公共団体を除く。

- (1) 看板を掲出する者
- (2) その他、会長が必要と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象は、次の事業とする。ただし、国および地方公共団体の補助金を受ける事業を除く。

- (1) 看板の撤去事業。ただし電柱看板を除く。
- (2) 既存の看板を三風デザインに沿って架け替える事業
- (3) その他、会長が必要と認める事業

(補助対象範囲)

第5条 補助対象は、次の範囲とする。

- (1) 三風の会が設定するモデルラインである、「伊那谷風土記街道」（広域農道）（以下「風土記街道」という。）沿い
- (2) 風土記街道沿道からの景観に大きく影響を及ぼすと判断される場所
- (3) その他、会長が必要と認める場所

(補助対象経費および補助金額)

第6条 補助対象経費は、第4条の各号に掲げる事業に要するものとする。

2 補助率は別表のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に、伊那谷の風景づくり補助金申請書（様式第1号）に次の号に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 改善計画図
- (2) 位置図
- (3) 事業経費見積書
- (4) 現況写真

(5) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付の決定をし、申請者に伊那谷の風景づくり補助金交付決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金申請内容を変更しようとするときは又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに会長に伊那谷の風景づくり補助金変更届(様式第3号)により、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了日から起算して30日以内に補助事業の成果を記載した伊那谷の風景づくり補助事業実績報告書(様式第4号)に次の号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の施工写真
- (2) 補助事業に要した費用の支払いが確認できる書類の写し(領収書等)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊那谷の風景づくり補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消)

第12条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長の指示にしたがわなかったとき。

附 則

- 1 この要綱は、2018年3月5日から施行する。

別表（第1条関係）

区分	補助率	限度額
(1) 看板の撤去事業（電柱看板を除く）	2分の1	2万円
(2) 既存の看板を三風デザインに沿って誘導看板に 架けかえる事業		
電柱看板（更新期特例を除く）	2分の1	6千円
電柱看板以外のうち2条に掲げるすべての看板 （貼り紙、幟類を除く）	2分の1	2万円